

答弁書第一八〇号

内閣参質一八九第一八〇号

平成二十七年七月三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院議員有田芳生君提出新国立競技場建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出新国立競技場建設に関する質問に対する答弁書

一について

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）が国立霞ヶ丘競技場陸上競技場を改築して新たに整備する国立競技場（以下「新国立競技場」という。）の総工費は、現時点において、二千五百二十億円をめどとしていると承知している。

二について

センターが行う新国立競技場の整備については、現時点において、平成二十七年十月の着工、平成三十年五月の竣工^{しゅん}を予定しており、現在、センターにおいて実施設計を行っているところであると承知している。

三について

平成二十七年五月十八日の文部科学大臣と東京都知事との会談において、文部科学大臣は、御指摘の「東京都が五百億円の整備費の負担をする約束がある」といった発言は行っていない。また、お尋ねの「負担を求める法的根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、東京都に新国立競技場の整備に係る

負担を義務付ける法令は存在しない。

四について

新国立競技場基本構想国際デザイン競技において、平成二十四年十一月に最優秀賞として選定されたザハ・ハデイド・アーキテクトに対し、センターから支払われた賞金は、二千万円であると承知している。また、お尋ねの「デザイン監修の業務内容」は、業務計画書の作成、設計図書に関する確認及びアドバイス等であると承知しており、監修業務に係る契約額の妥当性に関するセンターの考え方については、センターのホームページに掲載されているところである。

五について

お尋ねの「責任者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、新国立競技場整備の事業主体はセンターである。